

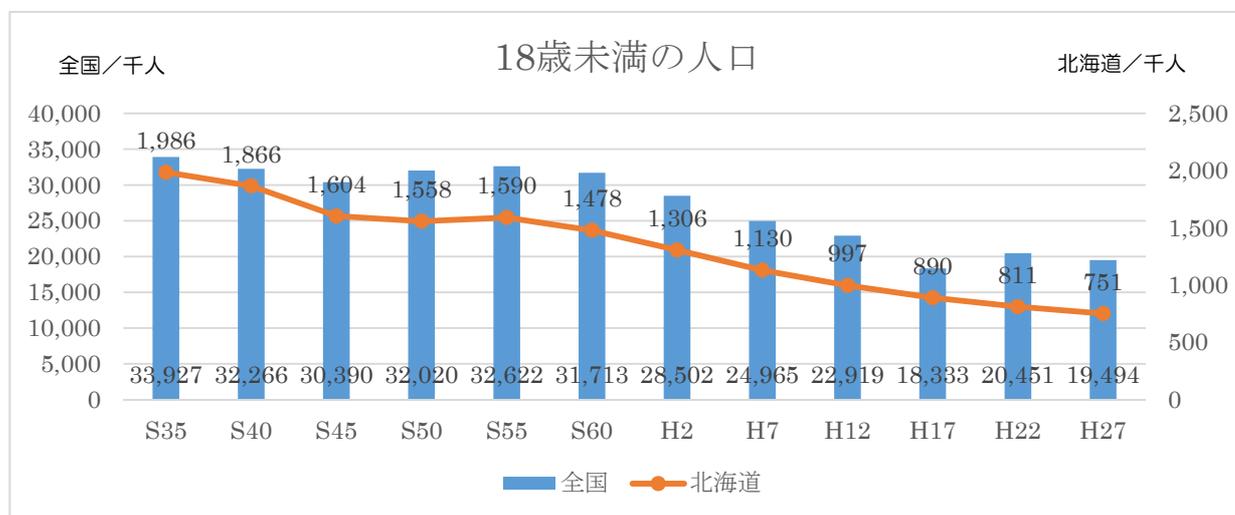
第2章 青少年を取り巻く環境の変化と課題

1 青少年をめぐる社会環境の変化

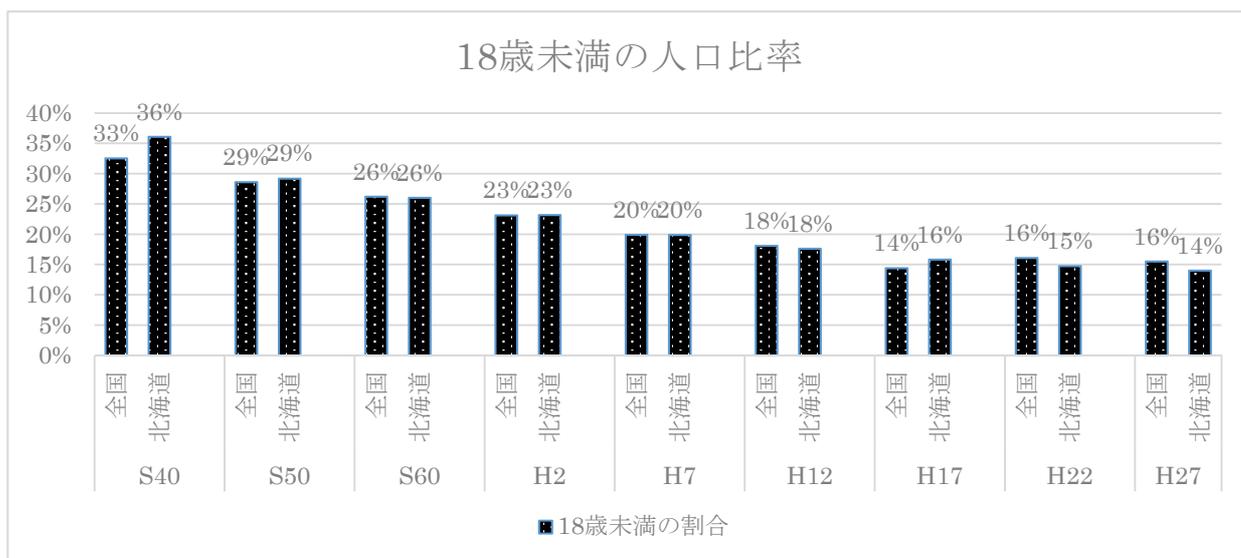
○ 少子化・核家族化

北海道の青少年の人口は、青少年の人口数及び総人口に占める青少年人口比率とも減少が続いているほか、本道は全国と比較して核家族化が進んでおり、出生率も全国より低い状況が続いています。

少子化は、未婚化や晩婚化、晩産化、核家族化などの要因等が相互に関連していると考えられています。



出典：総務省「国勢調査」



出典：総務省「国勢調査」

核家族化（全国・北海道）（単位：％、人）

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
三世代同居世帯割合（北海道）	10.1	8.5	6.7	5.9	4.9	3.9	3.2
三世代同居世帯割合（全国）	15.5	13.5	11.2	10.1	8.6	7.0	5.7
平均世帯人員（北海道）	2.89	2.72	2.55	2.42	2.31	2.21	2.13
平均世帯人員（全国）	3.14	2.98	2.81	2.66	2.55	2.42	2.33

引用：H27,10月 北海道人口ビジョンの概要、平成27年 国勢調査 第10章 世帯数、世帯の家族類型、国勢調査（平成27年）一般世帯の世帯数に対する三世代同居世帯の世帯数の比率より（地域少子化・働き方指標（第3版）より）

○ 高度情報化

スマートフォンやタブレット端末の普及により、私たちの生活の中でソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用やオンラインショップなどを利用した電子商取引が身近なものとなりました。

また、インターネットが日常の暮らしや産業活動には欠かせないものとなり、あらゆるモノがインターネットにつながるIoTの普及、そこで収集・蓄積される膨大なデータ（ビッグデータ）と急速に開発が進むAI等との連携により、自動運転や介護の補助のほか、農林水産業や工場などでの生産性の向上、防災・防犯など、社会のあらゆる分野において暮らしや社会そのものを大きく変えていくものと考えられています。

情報の豊富さは日常生活の幅を広げ、豊かにする一方で、膨大な情報の中から真に必要な情報の取捨選択をする判断力、自らの意見を持つことや、バーチャルな世界を通じた疑似・間接体験ばかりでなく、ヒト・モノや実社会に実際に触れて、関わり合う「直接体験」も大切です。

○ 雇用情勢・所得格差

北海道の雇用情勢は平成20年のリーマンショックなどによる景気後退により大きく悪化していましたが、平成30年度の有効求人倍率は、職種による開きが大きいものの、統計開始以来、最も高い1.17倍となりました。

また、完全失業率も平成25年以降低下傾向にあり、雇用情勢は改善傾向にあると考えられます。

一方、平成29年の一世帯あたりの所得金額は平均値が551万6千円となっているのに対して、中央値※は423万円となっており、高所得層が平均値を押し上げる結果となっています。

また、所得格差の一因とも考えられる本道の非正規雇用労働者の割合は約4割となっていますが、不安定な雇用形態とともに、給与もほぼ全ての世代で正規雇用者の給与を下回っており、年齢による上昇も少ない状況にあります。

※ 中央値：データを小さい順に並べたときに中央に位置する値のこと。

○ 国際化

情報技術の革新や交通網の発達等に伴い、グローバル化が急速に進展し、「世界の中の北海道」として、海外の成長力を取り込み活力ある地域づくりにつなげるほか、海外との交流拡大・人材育成・多文化共生*の推進など、北海道が世界とより身近になるよう環境づくりを推進していく必要があります。

本道の将来を担う子どもたちに国際的な視野を広げる取組が必要です。

※ 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

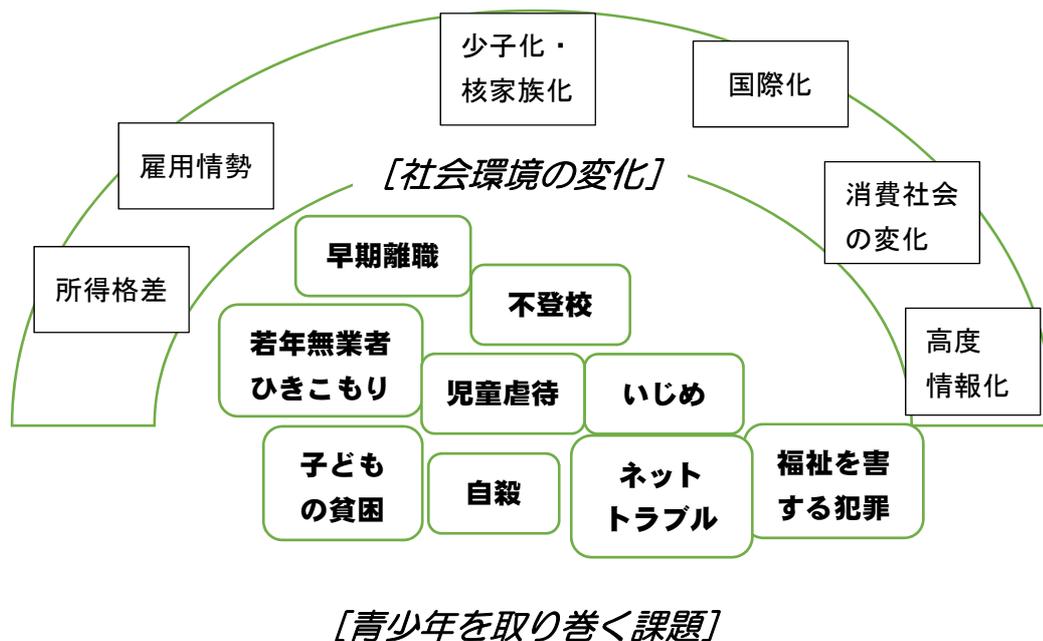
○ 消費社会の変化

インターネットの普及により、インターネットを利用した取引が増加し、私達の生活がより便利なものとなりました。

インターネットを利用した取引の増加により、クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済の利用が今後ますます拡大していくと考えられるため、電子マネーの利用に関する留意点など被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が大切です。

また、民法の改正により、令和4年（2022年）度には成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられ、親権者の同意がなくても自ら契約ができるようになることから、適切な意思決定に基づき行動するなどの消費者教育が必要です。

「社会環境の変化」と「青少年を取り巻く課題」

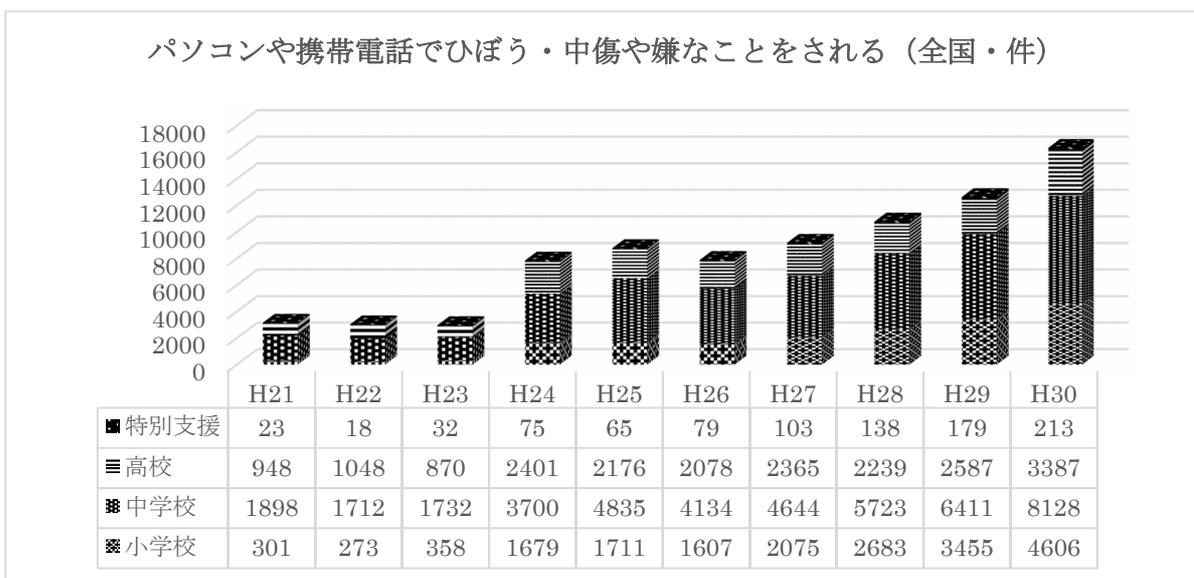


2 青少年を取り巻く課題

○ いじめ

少子化・核家族化が進み、競争意識や思いやりの欠如などさまざまな問題が原因となり、いじめが発生しており、いじめの状況によっては家庭や関係機関との連携が必要です。

道内のいじめの認知件数は小学校・中学校・高校ともに増加傾向にあり、特に近年小学校における伸びが高くなっています。また、認知したいじめの態様では、全国的に、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の割合が増加しており、学校の学活や授業などで、いじめは絶対に許されないことであるという指導や人権に関する学習を行うほか、情報モラル教育の充実が必要です。

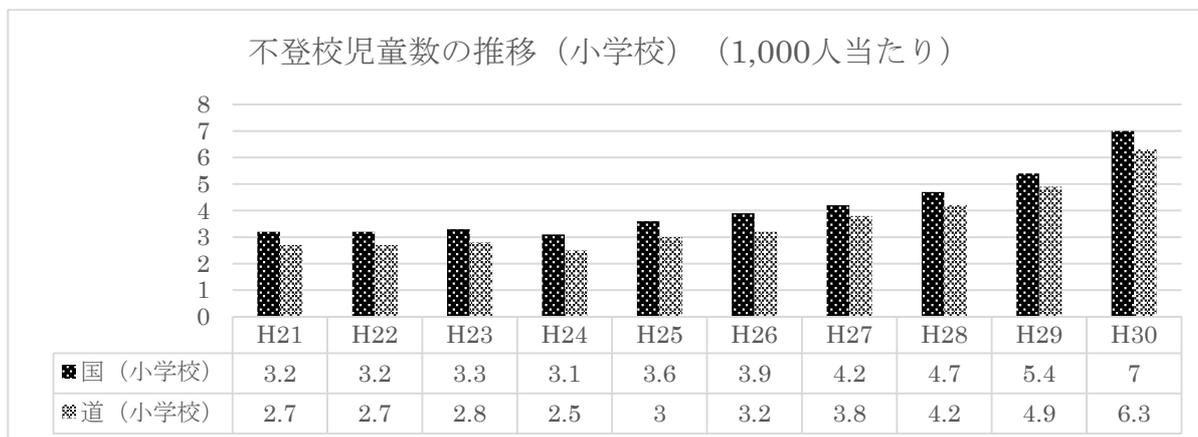


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

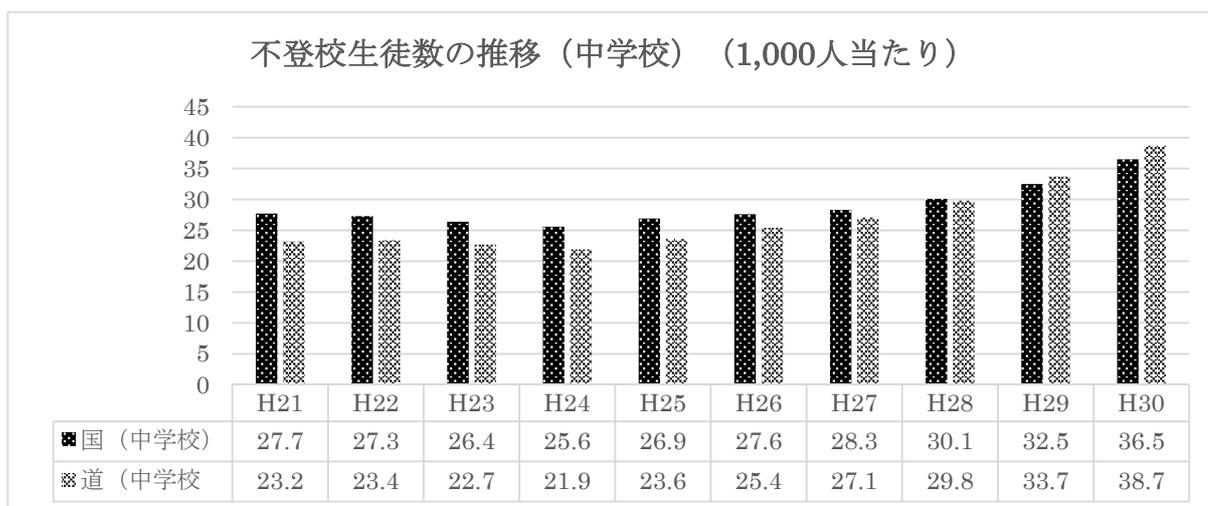
○ 不登校

不登校は、いじめや友人関係をめぐる問題、学業の不振などが要因となる場合があります。在籍児童生徒数に占める割合は全国平均を下回るものの、ここ数年、小中学校においては増加傾向にあり、さらに学校内外の機関での相談・指導等を受けていない児童生徒が一定程度在籍しているといった課題もあります。

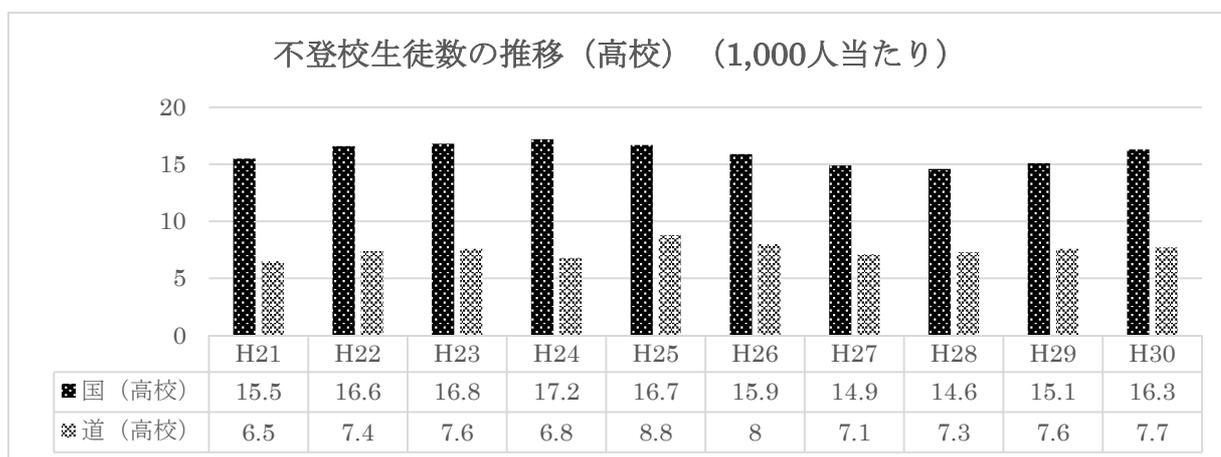
また、長く続く不登校が、ひきこもりへと移行してしまう場合もあることから、早期の対応が不可欠です。



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

○ 自殺

自殺対策白書によると19歳以下の子どもの自殺者は減少傾向にありましたが、平成30年は増加し、全国で599人となりました。

自殺は長期休業明けに増加傾向にあることから、学校での教育相談等を実施して、悩みを抱える子どもの早期発見や保護者による見守りなどを行うほか、子ども自身がSNS上で自殺をほのめかす書き込み等を行う場合もあるため、ネットパトロールの実施も重要です。

また、悩みを抱える子ども自身が信頼できる大人に相談できる環境づくりも必要です。

○ 子どもの貧困

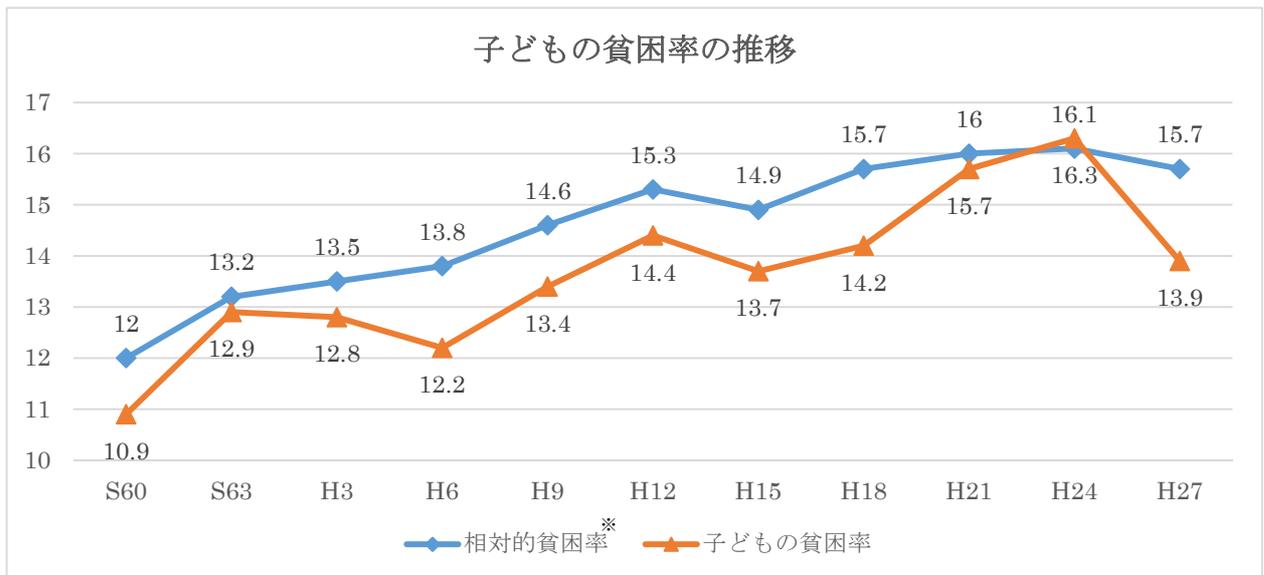
日本における子どもの貧困率^{*}は、国民生活基礎調査によると、平成27年には13.9%となっており、子どもの7人に1人が平均的な所得の半分以上で暮らしています。

また、平成28年度の本道における児童生徒の就学援助率は21.0%であり、全国の15.0%に比べ高率となっています。

生活保護世帯は、平成28年度をピークとして減少傾向にあります。ひとり親家庭の母子世帯、父子世帯ともに低所得者層が多く、母子家庭において、正規雇用の割合が4割弱にとどまっている状況などから、子供の貧困の一層の拡大が懸念されます。

このため、子どもの貧困対策として、経済的支援とともに生活保護世帯やひとり親家庭の親の就業に向けた支援などを充実して、収入の増加と安定を図るほか、奨学金等の教育支援などを総合的に進めていく必要があります。

道内の生活保護世帯などの子どもの大学進学率は全道平均と比較すると低い状況にあり、そうした子ども達の社会的自立に向け、子どもがその生まれ育った環境により将来を左右されることなく、また、世代を越えた貧困の連鎖がおこらないよう、必要な環境整備と教育の機会均等が求められています。



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※子どもの貧困率：子ども（17歳以下）全体に占める、等価可処分所得（世帯の収入から税金や社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で除した額）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合

※相対的貧困率：等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線に満たない世帯員の割合

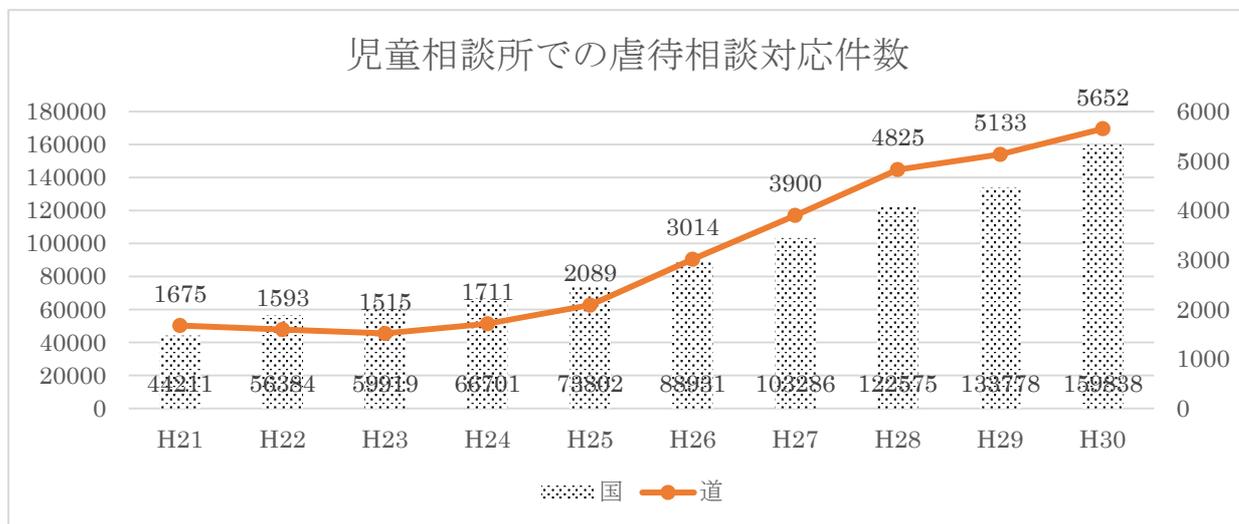
○ 児童虐待

少子化の影響で幼い子どもとふれあう機会が少なく、また核家族化により子育て経験者からのアドバイスを受けにくいなかで、経済不安、家庭内暴力、地域社会からの孤立など、様々な養育環境が複雑に絡み合い、育児に対する不安やストレスが蓄積することで、児童虐待の発生につながる可能性があります。

道内の児童虐待相談対応件数は、増加の一途を辿っており、虐待の種別では心理的虐待が半数以上を占めています。これは平成16年度に児童虐待防止法が改正され、児童の面前における配偶者への

DV が心理的虐待にあたりと定義され、DV に起因する警察からの通告が増加したことによるものです。

児童虐待は人権侵害であることから、相談体制の充実や関係機関との連携強化など、子どもたちが安心安全に生活できるよう、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが必要です。



出典：厚生労働省「児童相談所での児童虐待対応件数」等

○ 福祉を害する犯罪

児童ポルノや年少者雇用のように、青少年の心身に有害な影響を与え、その福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りと被害者の発見・保護を進めています。毎年多くの青少年が被害に遭っています。

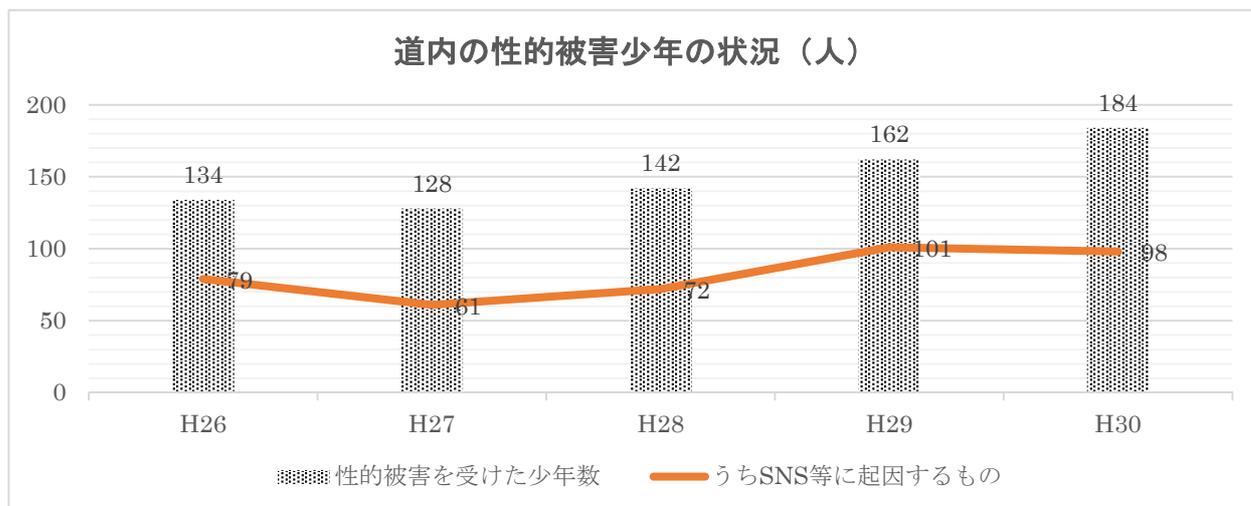
【福祉犯被害の状況（人）】

		H26	H27	H28	H29	H30
北海道	福祉犯検挙人員	337	333	297	314	288
	福祉犯被害少年数	277	201	179	214	211
全国	福祉犯検挙人員	7,137	6,919	6,412	6,579	6,772
	福祉犯被害少年数	6,341	6,235	6,105	5,974	5,471

出典：警察庁「警察白書」・北海道警察「少年非行の現況」

また、近年は、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、道内の多くの青少年がSNS等の利用に起因して、児童買春や淫行などの性的な被害に遭っています。

青少年がこうした被害に遭わないようにするためには、取締りはもとより、福祉犯被害の実態やインターネットに潜む危険性について青少年やその保護者に注意を喚起して警戒心を高めるとともに、フィルタリングの普及促進により、有害サイト等から青少年を守ることが必要です。



出典：北海道警察「少年非行の現況」

○ インターネットトラブル

インターネットは私達にとって情報を検索するだけのツールではなく、普段の生活の利便性を向上させるほか、趣味・娯楽などに関する魅力ある情報をもたらしてくれます。

内閣府が平成 30 年度に全国のインターネット利用状況等について調査を行ったところ、小学生は 85.6%、中学生は 95.1%、高校生では 99%と高い割合で利用しており、利用する機器としては、スマートフォン・携帯ゲーム機・タブレットが多いことが分かりました。

また、インターネットを利用すると回答した青少年の利用内訳の上位は、動画視聴、コミュニケーション、ゲームとなっていました。

【インターネットの主な利用内容の内訳】

（単位：％）

	コミュニケーション	音楽視聴	動画視聴	ゲーム
小学生	36.0	32.5	66.1	81.5
中学生	68.2	62.8	80.9	74.1
高校生	89.7	80.6	87.4	74.6

※複数回答のため、合計は 100%になりません。

出典：内閣府「平成 30 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

また、同調査において、インターネットを利用すると回答した青少年のうち、「平均利用時間」及び「利用時間が 2 時間以上の割合」は前年に比べ増加しています。

【インターネット利用に係る平均利用時間】

	平成 30 年度			
	平均利用時間	前年比（分）	2 時間以上の割合	前年比（ポイント）
小学生	118.2 分	+20.9 分	39.4%	+6 ポイント
中学生	163.9 分	+15.2 分	61.0%	+4.3 ポイント
高校生	217.2 分	+3.4 分	82.6%	+8.4 ポイント

出典：内閣府「平成 30 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

インターネットの長時間利用による慢性的な睡眠不足などが日常生活に影響を及ぼしたりすることは避けなければなりません。

また、インターネット利用に関連し、インターネットサイトからの架空請求やオンラインゲームの課金など様々な契約トラブルがあることから、消費者トラブルに関する啓発や消費者教育が必要です。

○ 新規学卒者等の早期離職

北海道労働局の調査では、本道の新規学卒者の就職内定率は上昇傾向にあり、特に平成31年3月の大学卒業者の就職内定率は95.2%と、統計を開始した平成6年3月卒以来最高値となり、また、平成31年3月の高校卒業者の就職内定率は98.4%（平成30年3月卒と同率）と、平成3年及び平成4年3月卒の98.6%に次ぐ高水準となっています。

離職率について、新規学卒者の就職後3年以内の離職率は、平成28年3月期でみると、高校卒は45.5%、大学卒では35.9%であり、景気回復等の影響もあり低下傾向にありますが、全国平均よりも高くなっています。

【新規高校／大学卒業者の就職後3年以内の離職率】

（単位：％、ポイント）

	高校卒					大学卒				
	H24.3卒	H25.3卒	H26.3卒	H27.3卒	H28.3卒	H24.3卒	H25.3卒	H26.3卒	H27.3卒	H28.3卒
北海道	48.2	48.7	46.9	44.8	45.5	37.2	37.6	37.1	36.0	35.9
全国	40.0	40.9	40.8	39.3	39.2	32.3	31.9	32.2	31.8	32.0
全国との差	8.2	7.8	6.1	5.5	6.3	4.9	5.7	4.9	4.2	3.9

出典：北海道労働局「新規高校卒業者の過去3カ年度の在籍期間別離職状況」等

将来のキャリアデザイン※がない若者の不本意な早期離職は、転職できずにニート・フリーター化し低所得化するリスクや、転職しても労働条件が悪くなるなどして離職を繰り返すリスクが高まります。また、雇用する側にとっても、人手不足を助長し、採用コストの増加や技術・ノウハウの継承に影響するなどの問題があります。

このため、若年層の就業支援や望ましい勤労観・職業観の育成、新規学卒者の就職活動の支援など、若年者の離職防止や職場定着に向けて、学校や企業、行政など地域が一体となった取組が必要です。

※キャリアデザイン：自分自身の職業人生、キャリアについて、自ら主体的に構想、設計すること。

○ 若年無業者・ひきこもり

総務省の労働力調査では、平成30年の若年無業者※¹は15～19歳が7万人、20～24歳が14万人、25～29歳が15万人、30～34歳が17万人、35～39歳が18万人の計71万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.1%でした。

総務省の平成29年度の調査では、就職を希望する若年無業者が求職活動をしていない理由には「病気・ケガのため」、「学校以外で進学や資格取得の勉強をしている」とあるほか、「知識・能力の自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」というものもあり

ます。

このため、若年無業者等を対象とした職業的自立の支援や、正規雇用を希望するフリーターの正社員化等を推進する必要があります。

また、内閣府が平成 27 年に行った調査では広義のひきこもり^{*2}の若者は全国で約 54 万人いると推計されており、ひきこもりとなったきっかけが「(小中高の)不登校」、「職場になじめなかった」、「就職活動の失敗」、「人間関係がうまくいかなかった」、「病気」、「(高校・大学の)受験に失敗した」、「大学になじめなかった」という統計データもあります。

このため、当事者や家族のサポートを行える人材の養成や関係機関とのネットワークの構築をすすめる必要があります。

また、こうしたひきこもりの若者にとって社会参加の第一歩となる自然体験や社会体験など多様な体験機会の場も必要です。

※1 若年無業者：15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

※2 ひきこもり：狭義のひきこもりの定義は「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」の状況が 6 ヶ月以上続いている場合をさし、広義のひきこもりの定義は、狭義のひきこもりに「趣味の用事の時だけ外出する」も含めてその状況が 6 ヶ月以上続いている場合をさす。